

平成20年2月12日

千葉県議会議長 田久保 尚俊 様

千葉県議会あり方検討委員会
委員長 田 中 宗 隆

常任委員会のあり方について（答申）

平成19年6月19日付け千議第103号で諮問のありました標記事項の一部について、別添1のとおり答申いたします。

なお、協議の結果、「答申しないもの」とした項目について、別添2により、報告いたします。

別添 1

常任委員会のあり方について

常任委員会のあり方のうち、委員会視察の報告の義務化、委員会傍聴になるべく多くの資料配付することについて検討した結果、県民に開かれた議会とするために下記のとおり取り扱う。

記

1 委員会視察報告

委員会の視察報告書の提出は会議規則に基づき行われているが、今後、委員会会議録の公開とあわせて、報告書をホームページで公開することとする。

2 委員会傍聴人への資料配付

すでに配付している資料に加え、あいさつ文、座席表も配付することとする。

別添 2

第 5 回あり方検討委員会協議結果

現行規定で実施可能であること等から議長に報告し答申しないもの

- 1 移動委員会の検討について。
現行規定で実施可能であり、答申しないが、引き続き先進事例を参考に調査研究をしていく
- 2 希望する請願者の趣旨説明を委員会で行う。
現行制度で、委員会の判断にゆだねられており、答申しない。
- 3 委員会における議員同士の議論を可能にする。
委員会によっては、既に活発に議論がなされており、答申しない。
- 4 予算・決算及び重要法案の公聴会の実施
現行規定でも、委員会の判断で実施できるため、答申しない。
- 5 付託案件優先ではなく、所管事務調査も充実させること。
委員会の運営にゆだねられたものであり、答申しない。
- 6 執行機関の説明に頼るのではなく、独自の審査機関として請願者や専門家などの参考人による意見陳述や現地調査など多面的な審査を行うこと。
委員会の運営にゆだねられたものであり、答申しない。
- 7 議員相互の討論を通じて合意形成をはかること。
委員会によっては、既に活発に議論がなされており、答申しない。
- 8 1 人の議員が複数の常任委員会の委員になれるよう会議規則を変更すること。
19 年 2 月の議会運営委員会で決定していることなので、答申しない。
- 9 議運や常任委員会では議員同士の議論ができるような運営に改めること。
委員会によっては、既に活発に議論がなされており、答申しない。
- 10 請願者や陳情者が委員会で趣旨説明や意見表明できるよう運営規定を整備すること。
現行制度で、委員会の判断にゆだねられており、答申しない。
- 11 常任委員会の視察は事業計画と成果や視察費を県民に公開すること。
会議規則の規定により、議長に報告書を提出しており、また、公開制度により費用の公開も対応可能であることから現行どおりとし、答申しない。